



後期高齢者医療加入者、40〜74歳の国民健康保険加入者の皆さんへ
健康診査を受けましょう

住民保険課後期高齢者医療係 ☎ 34・2096
住民保険課国保医療・年金係 ☎ 34・2097

6月から後期高齢者医療制度と国民健康保険の健康診査が始まります。後期高齢者医療加入者と40〜74歳の国民健康保険加入者の皆さんに、5月下旬に受診券を送付しています。

そろそろ暑さも和らいでくるころですので、この機会に一度受けてみませんか？

期限までに健康診査を受けましょう
健康診査の期限は次のとおりです。

● 後期高齢者医療制度の健康診査
12月末まで

● 国民健康保険の特定健康診査
平成28年1月末まで

※年末は医療機関も大変混み合いますので、早めの受診をお勧めします。

**受診券がない場合は
お問い合わせください**

紛失などで受診券がない場合は、再発行しますので、住民保険課後期高齢者医療係または国保医療・年金係までお知らせください。

定期的に受診している人へ
すでに慢性疾患などで定期的に受

町内で健康診査を受診できる医療機関

医療機関名	所在地	電話番号
あまい医院	612	☎ 33-3215
植山医院	120	☎ 32-2036
医療社団小阪内科クリニック	新町 52-3	☎ 32-2602
医療小島内科小児科	三笠 17-8	☎ 33-0933
医療坂根医院	矢部 337-1	☎ 34-3300
忠岡医院	秦庄 456	☎ 32-2629
辻クリニック	547	☎ 32-2258
てらかたクリニック	薬王寺 344-1	☎ 33-4108
殿村医院	新町 30-1	☎ 33-5420
医療根元整形外科眼科医院	秦庄 137-1	☎ 33-8211
水野医院	183-7	☎ 32-2401
国保中央病院	宮古 404-1	☎ 32-8800
奈良県健康づくりセンター	宮古 404-7	☎ 32-1122
奈良県総合リハビリテーションセンター	多 722	☎ 32-0200

※休診などの場合がありますので、あらかじめ医療機関にお問い合わせください。

診している人は、必ずしも、健康診査を受けていただく必要はありません。

主治医と相談のうえ、受診をお願いします。

健康診査を受診できる医療機関

健康診査は、県内の医療機関で受けられます。町内で受診できる医療機関は左表のとおりです。

医療機関では、医師から結果を聞

くこともでき、治療が必要な場合は直接医師に相談することもできます。
後期高齢者医療口腔健診が始まっています

6月から、75歳・80歳・85歳（平成27年4月1日現在）の人を対象に口腔健診が始まっています。

対象者には県後期高齢者医療広域連合から受診券が送付されていますので、受診しましょう。

大和高田市との利用協定で

病児保育を実施します

健康福祉課子育て支援係 ☎ 34-2098

生後6ヵ月以上の乳幼児から小学6年生までの児童が病気、保護者が勤務などの都合により家庭で保育や看護ができない場合にお預かりします。

対象 生後6ヵ月以上～小学6年生

※利用は事前登録が必要です。なお、利用1日目には、土庫こども診療所で受診してからの利用となります。

実施施設 土庫こども診療所 病児保育園「ぞうさんのおうち」（大和高田市日之出町 13-16）

保育時間 午前8時～午後5時（土・日曜日、祝日・年末年始を除く）

利用料 日額2,000円、おやつ代200円（必要な人のみ）
※生活保護世帯、町民税非課税世帯の人は減免措置があります。

※診療所での受診料は、別途必要です。

※詳しくは、病児保育園「ぞうさんのおうち」（☎ 0745-24-3120）までお問い合わせください。



社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入のため 個人番号（マイナンバー）が記載された 「通知カード」が送付されます

住民保険課戸籍住民相談係 ☎ 34・2087

社会保障・税番号制度の導入で、10月以降、住民票のある人に「通知カード」が世帯単位で送付されます。この通知カードは簡易書留で届きますので、受取時にはサインが必要となります。なお、引越越しなどで郵便の転送手続きをされていても、転送されませんのでご注意ください。

- 通知カードを確実にお受け取りいただくため、現在のお住まいと住民票の住所が異なる人は、住所変更の手続きをお願いします。
- 通知カードは行政手続きや個人番号カードの申請に必要になります。大切に保管してください。（万一紛失したときの再交付には手数料が必要となる予定です）
- 通知カードの送付後に住所などが変わるときは、変更手続きの際にカードも忘れずにお持ちください。

現在お住まいの場所へ通知カードを送付することも可能です

やむを得ない理由で、住民票の住所で通知カードを受け取ることができない人については、9月25日まで登録すると、現在お住まいの場所

へ送付できます。申請など詳細については、町ホームページをご覧ください。どうか、住民保険課戸籍住民相談係までお問い合わせください。

対象となる人

- 東日本大震災による被災者
- ドメスティック・バイオレンス（DV）などの被害者で住民票を残して別の場所にお住まいの人
- 10月5日以降に長期の入院・入所が見込まれる人

マイナンバーに関するお問い合わせ

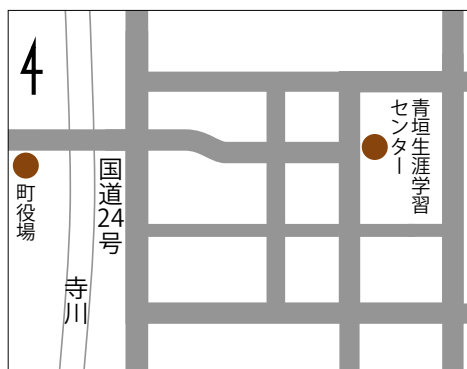
- ▼内閣官房のマイナンバー社会保険・税番号制度ホームページに最新情報などを掲載しています。
http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html
- ▼コールセンター 不明な点がある人や詳しい情報を知りたい人は気軽にお問い合わせください。
☎ 0570・20・0178（外国語）
☎ 0570・20・0291

※通話料がかかります。
開設時間 午前9時30分～午後5時30分（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）

皆さんのご理解とご協力をお願いします 10月からごみの出し方が変わります

清掃工場（環境管理課） ☎ 33・5003

使用済み小型家電製品回収ボックスの設置場所



10月から、不燃ごみ・粗大ごみの有料化、有害ごみの分別収集、ミックスペーパーの収集、回収ボックスによる使用済み小型家電製品の回収が始まります。これに合わせて、9月から不燃用指定ごみ袋・粗大ごみ収集利用券の販売を開始します。ごみの出し方や指定袋及び収集利用券の販売については、広報8月号の折り込みチラシと記事、または町ホームページをご覧ください。

また、今月号に粗大ごみの収集FAX送信票を折り込んでいます。使用済み小型家電製品回収ボックス

その位置は左記の地図で示している施設です。お近くの施設の開庁日・開庁時間にご利用ください。

また、多量のごみが出た場合は、清掃工場へ直接搬入も可能です。

直接搬入の受付日時と料金

平日 午後1時～4時
料金 10^{kg}につき50円

※持ち込みの場合、袋の指定はありません。（可燃・不燃ごみを分別したうえで持ち込んでください）

※指定ごみ袋を使用している場合や、分別された資源ごみの持ち込みは無料です。